南三陸町指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

１　目 的

本要領は、気候変動適応法に基づき、熱中症による健康被害を防止するため、町民等が一時的に暑熱から避難するための場所として開放する指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）を募集するために必要な事項を定めるものです。

２　募集施設

南三陸町内の民間施設

３　募集要件

（１）　町からクーリングシェルターの指定を受けることに同意できること

（２）　宮城県内に熱中症特別警戒アラートが発表されたときは、当該施設を町民等に開放することができること

（３）　町と「熱中症対策指定暑熱避難施設の管理運用に関する協定書」を締結し、その内容を履行できること

４　実施内容

（１）　熱中症特別警戒情報の積極的な取得・把握

（２）　施設入口等へのクーリングシェルターであることが分かる掲示

（３）　受け入れ可能人数に応じた、椅子の設置など休息がとれる環境の整備

（４）　冷房設備の適切な管理・運用

（５）　町が配布する熱中症に関する普及啓発ポスター等の掲示・設置

５　運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症警戒アラート等の運用期間（毎年度４月第４水曜日から１０月第４水曜日まで）とします。

６　募集期間

随時受け付けしています。

７　応募方法

応募用紙に必要事項を記載のうえ、持参、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかの方法により、以下へ提出してください。

提出先：南三陸町保健福祉課（健康増進係）

住所：〒986-0725　南三陸町志津川字沼田１４番地３

電話：0226-46-5113
FAX　：0226-46-4587
電子メール：kenkou@town.minamisanriku.miyagi.jp
※送信する際は、「@」を小文字に修正してください。

８ 提出後の流れ

応募用紙提出後の流れは以下のとおりです。

（１）　施設管理者と町で協定内容の協議
（２）　協定の締結（クーリングシェルターとしての指定）
（３）　クーリングシェルターの運用開始、施設情報の公表

９ 指定期間（協定の有効期間）

指定の日から指定の日が属する年度の３月３１日までとし、指定を受けた施設管理者からの申し出がない限り、毎年度指定を更新するものとします。

10 その他

（１）　協定について疑義が生じたとき又は協定に定めがない事項の取り扱いについては、その都度協議して定めます。
（２）　クーリングシェルターの開放に係る必要な経費（冷房設備の電気代等）は、各施設でのご負担となりますので予めご了承願います。